財務省第4入札等監視委員会　令和8年度第1回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和8年10月14日(水曜) 関東財務局18階会議室		
委員	委員長　末松 栄一郎(埼玉大学学術院 教授) 委　員　大澤 一司(アーク法律事務所 弁護士) 委　員　小山 彰(小山公認会計士事務所 公認会計士)		
審議対象期間	令和8年4月1日(水曜) から 令和8年6月30日(火曜)		
抽出案件	4件	(契約の概要)	(備考)
競争入札 (物品役務等)	1件	契 約 件 名：(26)RIBC2標準単価ファイル作成等業務 契約相手方：一般財団法人建築コスト管理システム研究所 (法人番号 4010405010399) 契 約 金 額：22,781,000円 契約締結日：令和8年4月1日 担 当 部 局：関東財務局	【案件1】
競争入札 (物品役務等)	1件	契 約 件 名：①:集荷物の運送業務(時間指定便)／ ②:集荷物の運送業務(単価契約) 契約相手方：①:佐川急便株式会社 (法人番号 8130001000053) ②:日本郵便株式会社さいたま新都心郵便局 (法人番号 1010001112577) 契 約 金 額：①:@2,640円ほか ②:@704円ほか 契約締結日：①:令和8年4月1日 ②:令和8年6月1日 担 当 部 局：関東財務局	【案件2】
競争入札 (物品役務等)	1件	契 約 件 名：事務用品の購入 契約相手方：株式会社広野 (法人番号 3030001007047) 契 約 金 額：@1,320円ほか 契約締結日：令和8年4月7日 担 当 部 局：関東信越国税局	【案件3】
随意契約 (物品役務等)	1件	契 約 件 名：①:カラーデジタル及びモノクロデジタル複合機の保守業務(区分1)／ ②:カラーデジタル及びモノクロデジタル複合機の保守業務(区分2) 契約相手方：①:富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 (法人番号 1011101015050) ②:コニカミノルタジャパン株式会社 (法人番号 9013401005070) 契 約 金 額：①:@4.235円ほか ②:@1.045円ほか 契約締結日：①･②:令和8年4月1日 担 当 部 局：関東信越国税局	【案件4】
うち応札(応募)業者数 1者関連	4件	・ (26)RIBC2標準単価ファイル作成等業務 ・ ①集荷物の運送業務(時間指定便)／②集荷物の運送業務(単価契約) ・ 事務用品の購入 ・ ①カラーデジタル及びモノクロデジタル複合機の保守業務(区分1)／②カラーデジタル及びモノクロデジタル複合機の保守業務(区分2)	
委員からの意見･質問、 それに対する回答等	以下のとおり		
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし		

委員からの意見・質問	回答
【案件1】 (26)RIBC2標準単価ファイル作成等業務	(契約の概要) 本件は、全国11財務局等において令和8年度の公務員宿舎建設工事に係る積算で使用する標準単価ファイルの作成及びレンタルソフト等の賃貸借を実施するもの。
今後、応札者を増やしていくための方策としては、どのようなことを考えているか。	同様な積算業務を行っている業者に対し、広く声掛けを行い、呼び込んでいく必要があると考えている。
本件の予定価格については、何を基に積算を行っているのか。	RIBC2の作成業者であり、本件契約相手方である一般財団法人建築コスト管理システム研究所から参考見積を徴し、これに人工等の人件費なども考慮した上で予定価格を算定している。
落札金額を見ると、予定価格が落札業者側に知られているに等しい状況と考えられる。予定価格の積算方法につき一考の余地がある。	承知した。
応札者を増やすため、本件業務について、「ファイル作成業務」と「賃貸借業務」に分ける等の検討をすべき。	現状、本件業務については「RIBC2標準単価ファイルの作成業務」と「RIBC2レンタルソフト等の賃貸借業務」を一体として調達しているが、御指摘を踏まえ、一者応札とならないよう引き続き検討したい。
【案件2】 ①:集荷物の運送業務(時間指定便)／ ②:集荷物の運送業務(単価契約)	(契約の概要) 本件は、関東財務局において指定した日時(前後1時間以内)に資料等を到着させるための集荷物運送業務(時間指定便)(①)及び関東財務局から関係各機関等に対して資料を発送するための集荷物運送業務(関東財務局管内分一括調達)(単価契約)(②)について実施するもの。
時間指定便の業務内容には特殊性があるのか。また今後、応札者を増やしていくための方策はあるか。	午前中の配送時間を指定可能な業者が大手の運送業者3者のうち、本件落札業者のみであった。同じく全国配送が可能な業者でこれまでに声掛けを行っていない業者もあるので、今後、そのようなところにも声掛けを広げていくことを検討したい。
単価契約の応札状況はどのようなものか。また、今回一者応札となった理由について確認したか。	令和4年度、5年度及び7年度においては2者から応札があった。今回、応札を見送った業者に理由を確認したところ、人手不足であり対応が難しい旨の回答があった。
単価契約の契約期間の始期がが令和8年6月1日である理由はどのようなものか。	当初、令和8年4月1日からの契約締結に向け入札を実施したところ、計3回の入札を行った結果落札に至らず、令和8年4月～5月の間は随意契約を締結した。その後、再度入札を実施し、令和8年6月1日からの契約締結に至ったもの。
【案件3】 事務用品の購入	(契約の概要) 本件は、事務用品(クリヤーホルダー2,923パックほか432品目)の調達を実施するもの。なお、本件は、関東信越国税局ほか8官署による共同調達である。
今回一者応札となった理由について確認したか。	昨年度も応札し、今年度も証明書類の提出は行ったものの、入札に参加しなかった業者に理由を確認したところ、入札日を誤認していたとのことであった。
本件の予定価格については、何を基に積算を行っているのか。	業者から参考見積を徴した上で、当該参考見積価格に、過去の同様の入札における落札率や物価上昇率等を加味した「調整率」を掛け合わせて算出した金額を予定価格としている。
例えば、オフィス用品や事務用品の通販を行っている大手企業への声掛けは検討しているか。	過去の入札においては、複数者からの応札があったため、積極的な検討は行っていなかったところ。中小企業の受注機会を確保する点も重要であることから、そのような点も勘案しつつ、必要に応じ検討してまいりたい。
【案件4】 ①:カラーデジタル及びモノクロデジタル複合機の保守業務(区分1)／②:カラーデジタル及びモノクロデジタル複合機の保守業務(区分2)	(契約の概要) 本件は、関東信越国税局及び管内税務署に設置されている複合機の保守業務を委託するもの(区分1)(①)。本件は、関東信越国税局、管内税務署及び関東信越国税不服審判所に設置されている複合機の保守業務を委託するもの(区分2)(②)。
本件複合機の保守業務に係る調達は毎年度実施しているのか。	通常、複合機については、購入と保守をセットで国庫債務負担行為により調達しているところ。令和9年度から複合機の予算がデジタル庁へ切り替わるとのことであったため、今回は例外的に令和8年度の1年間のみ、保守契約に係る公募を行ったもの。
区分1の契約価格(@4.235円)と区分2の契約価格(@1.045円)に差があるが、理由は何か。	単価契約において複数の単価項目がある場合、単価に調達予定数量を乗じたうちの最も金額が大きい項目を「契約価格」として記載する決まりとなっている。本件では、区分1はカラーコピーの単価であり、区分2はモノクロコピーの単価となるため、両者に差が生じている。